

第1章 本方針の目的・位置づけ

- 1 目的
- 2 本方針の位置づけ
- 3 関連計画

第2章 都市公園の現状と課題

- 1 都市公園をとりまく状況
 - (1) 社会情勢の変化
 - (2) 自然条件
 - (3) 横須賀市都市公園の特徴
 - (4) 多様な都市公園の機能
 - (5) 関係法令の改正
- 2 都市公園の利用状況
 - (1) 利用状況
 - (2) 公園利用者の声
- 3 都市公園の配置状況
 - (1) 公園種別ごとの現状・課題
 - (2) 都市公園全般の整備・改修
 - (3) 都市公園全般の維持・管理
- 4 方針の視点

第3章 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 公園ネットワークの考え方
 - (1) 単位（エリア）
 - (2) 公園のレベル
 - (3) 公園の位置づけ
- 3 公園の目指す姿
- 4 基本方針

第4章 横須賀市都市公園の整備の方針

- 1 整備の取り組み
- 2 再配置検討の手順

第5章 横須賀市都市公園の管理の方針

- 1 管理の取り組み

資料編

公園種別ごとの分布図 等

第 1 章－ 1 目的

公園は、子どもの遊び場や、市民の憩いの場、潤いのある都市環境の創出等の多くの機能を持ち、市民の生活に大きく寄与しています。本市の都市公園を取り巻く状況は大きく変化し、公園に対する様々な期待が高まっている中で、公園ストックをより高める必要があるなどの課題が見えてきました。今後は、公園の機能を最大限発揮させるべく、戦略的かつ効率的な取り組みが求められています。

本方針は、市民生活の質の向上や都市の発展に貢献することを目的として、これから取り組むべき公園の整備・管理に関する方針を示します。

第 1 章－ 2 本方針の位置づけ

- 「横須賀市みどりの基本計画」を上位計画として、その他分野別計画との整合を図ります。
- 目標年度は、「横須賀市みどりの基本計画」に準じて令和 7 年度（2025 年）までとしますが、公園の目指す姿は長期を見越し、具体的な取り組み内容は概ね 5 年間を想定しています。
- みどりの基本計画の推進施策のうち、都市公園に関する《25》～《29》とあわせ、まちの資源を活かし、都市の新たな魅力を創出する公園整備・管理を進めます。

第 2 章 都市公園の現状と課題

		現 状	課 題	方針の視点
1 都市公園をとりまく状況	(1) 社会情勢の変化	・本市は人口減少傾向にあり、2040 年には 30 万人近くになることが予測される ・横須賀市基本構想・基本計画・実施計画に基づき、スポーツによるまちの再興や音楽・エンターテインメントによるワクワク、楽しくなるまちへの取り組みが進められている	・人口減少時代にふさわしい公園の整備・管理が求められている ・教育・観光・健康・福祉など多分野と公園の連携が求められている	みどりの量の確保から まちのため、地域のために 公園の多機能性を最大限に 引き出す
	(2) 自然条件	・田浦から大楠山、武山に連なる丘陵部にまとったみどりが存在する ・公園はみどりに囲まれた空間であることから、都市の防災性・安全性を高める機能がある ・土砂災害特別警戒区域等が指定された ・気候変動などの影響で激甚災害の可能性が高まっている	・みどりの保全・再生・活用の中での取り組みが求められている ・さらなる防災・減災の取り組みや非常時の体制づくりが求められている ・土砂災害特別警戒区域を含む公園での安全性の確認が求められている ・都市を構成する施設として安全・安心に寄与する場づくりが求められている	
	(3) 横須賀市 都市公園の特徴	・海と山に囲まれた横須賀ならではの特色ある景観が楽しめる公園が多い ・花により四季を感じることができる公園や歴史・産業遺産を保存・活用した公園がある ・旧軍港の国有地を活用した公園が多く、近郊緑地特別保全地区の買入を推進している	・本市ならではの公園資源が多く公園で見られるが、活性化の検討が必要 ・開花状況により来園者数が左右されるなど繁忙期と閑散期のある公園ではメリハリのある管理運営が求められている	
	(4) 多様な都市公園 の機能	・公園に期待する役割には、遊びや癒しだけでなく、学び・観光・防災など他分野に及んでいる ・公園は市民にとって身近な空間であり、コミュニティの課題の解決の場としても期待されている	・公園が観光拠点、防災拠点等に利用されているが、より多くの多様な主体との連携が求められている	
	(5) 関係法令の改正	・都市公園法等の改正により、P-PFI の活用や社会福祉施設の設置が可能になった	・新たな公園利用の可能性を含めた公園の整備・管理が求められている	
2 都市公園の 利用状況	(1) 利用状況	・公園開設時と比べて利用者層も大きく変化している ・指定管理者公園を中心としてコンサートや講座など、様々なイベントが開催されている ・街区公園であっても近隣公園同等以上の利用を行っている公園がある	・これまでの利用状況から地域により公園に求める機能や施設が異なる ・利用率の低い街区公園の効率的な維持管理が求められる ・利用状況を踏まえた維持・管理内容の見直しが必要	公園づくりの一員として 公園管理者だけでなく 公園利用者や多分野と 連携する
	(2) 公園利用者の声	・公園利用者アンケートでは、「安心して子どもが遊べる」「居心地の良さ」「管理が行き届き、景観を楽しめる」など公園に対する期待のご意見が多く寄せられている	・公園利用者の意見が反映できる取り組みが必要	
3 都市公園の 配置状況	(1) 公園種別ごとの 現状・課題	・街区公園の約 7 割は、設置から 30 年経過している ・運動公園等の体育館や観覧場など老朽化した公園施設が多くある ・本市独自の歴史を反映して開設された歴史公園は、いずれも本市の顔となっている ・屋外プールは老朽化が進んでおり、一部廃止が決定している ・町内会や公園ボランティアの高齢化などにより人材が減少傾向にある ・一部の公園で指定管理者制度を導入している	・街区公園の中には、利用率の低い公園があるため、公園が担う役割の整理が必要 ・運動公園等では、公園開設以降の用途地域の都市計画変更等により、建築基準法第 48 条許可を要するため整備に時間がかかる公園施設がある ・廃止が決定している屋外プールの跡地利用の検討が必要 ・若い世代が参加できる公園管理の推進 ・これまでの成果をふまえ、新たな公園管理体制の検討が必要	災害が激甚化・頻発化する中、 安心・安全に寄与する 空間を提供する
	(2) 都市公園全般の 整備・改修	・市内には、534 か所、計 552ha の都市公園が整備されている(令和 2 年 3 月末時点) ・「横須賀市公園施設長寿化計画」をもとに計画的に修繕・更新を行っている ・原則、3000 m ² 以上の開発行為において公園設置が必要である	・開設当初は公園種別により園内施設が整備されたが、地域の実情や利用者により求められる施設は異なる ・公園設置の義務が法令で定められている	
	(3) 都市公園全般の 維持・管理	・地域が抱える問題や利用調整を目的として独自のルールが存在する公園がある ・公園面積は増加しているが、公園管理費は減少傾向である ・多様なニーズに応えるために公園管理に係る事務作業量が増加傾向にある	・利用者ニーズに応える場づくりが求められている ・公園管理に係る限りある財源や人材の効率的・効果的な活用が求められている ・メリハリのある管理運営が求められる（閑散期の運営、事務作業の見直し 等）	

「人々がつどい 横須賀のまちが輝く 公園づくり」

都市公園は、子供から高齢者まで全世代の人々の日常生活の場であり、時にはハレの場としても活用されています。また、公園は地域活動や子育て、レクリエーションの場としてだけでなく市内外からの観光客の誘致など、潜在的に幅広い機能を有していることから、ますます本市の都市公園に対する期待が高まっています。これを受け、今後は公園施設の計画・設計・工事・管理にとどまらず、健康・福祉・教育・経済・観光・まちづくり・環境など本市の課題に最大限貢献する公園づくりを目指します。

公園・緑地が有する多様な機能がより一層発揮されるよう、地域課題に対応することを目的として公園ネットワークの考え方を踏まえ、取り組みます。

(1) 単位（エリア）

本市は、市域面積が 10,083ha あることから、課題やテーマごとに単位（エリア）を定めます。

①市域全域

- ・市域を1つの単位
- ・特別な機能や施設を有し、市内外からの来園が見込まれる公園について検討する場合



②12 地区

- ・本庁及び各行政センターが所管する10区分のうち、西地区内を3つの中学校区で区切った単位
- ・地域の魅力向上や地域住民の快適性の向上について検討する場合



③小学校区（46 学区）

- ・地域コミュニティの単位にもなっている小学校区を単位
- ・周辺住民の日常利用や地域活動における利便性や快適性の向上について検討する場合



(2) 公園のレベル

3つの単位（エリア）を公園の目指す特徴から、4つのレベルに定めます。

市域	○ 市域全域からの利用や市外からの来園を想定 ○ 地域の拠点として、まちを特徴づける公園づくり	➡ 拠点となる公園 中でも本市の顔となる公園を「 4大拠点 」
12 地区	○ 地域の魅力向上や地域住民の快適性の向上 ○ 拠点公園の補完	➡ サテライト公園
小学校区	○ 周辺住民の利便性・快適性の向上	➡ 街区公園 等

(3) 公園の位置づけ

4つのレベルに分けた公園の位置づけを定めます。

4大拠点 

- 全 10 公園
- ・北部：追浜公園
- ・東部：三笠公園＋猿島公園＋ヴェルニー公園
- ・南部：久里浜 1 丁目公園＋久里浜 1 丁目第 2 公園＋くりはま花の国＋ペリー公園
- ・西部：長井海の手公園＋荒崎公園
- 本市の顔となる公園として適切に維持を行う
- 必要に応じてリニューアルを検討する

拠点となる公園 

- 全 24 公園（県立公園等   含む）
（場所により2つの公園を一体として位置付ける）
- 地域に 1 公園以上
- 指定管理制度など民間事業者との連携を積極的に推進する
- 公園が有するポテンシャルを引き出し、地域を特徴づける公園を目指す

サテライト公園 

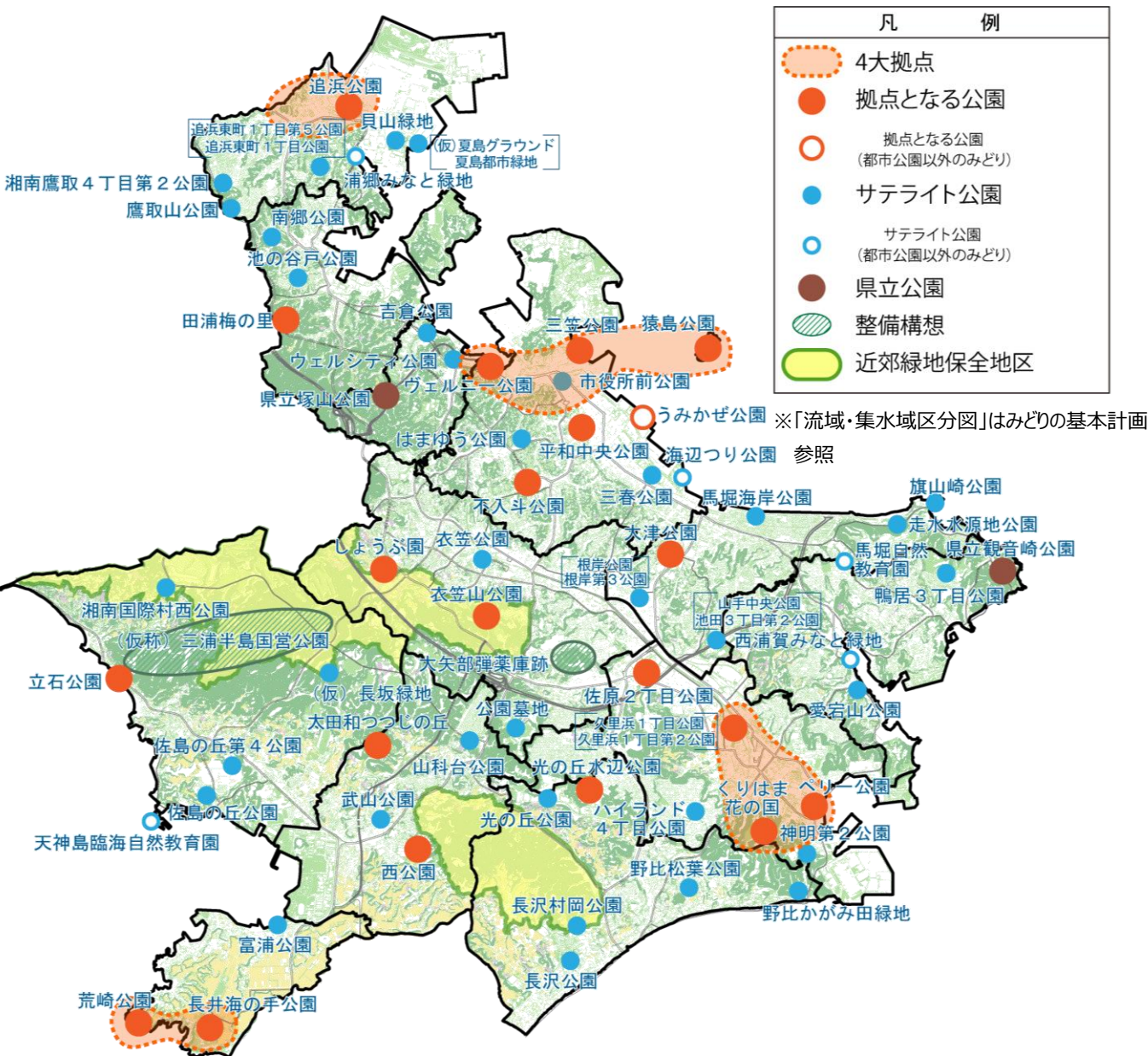
- 全 44 か所（教育園等  含む）
（場所により2つの公園を一体として位置付ける）
- 地域に 1 公園以上
- その地域において拠点となる公園の衛星的な役割を果たす
- 地域コミュニティの中心地として、地域住民の快適性向上や地域の魅力アップを目指す

街区公園 等

- 全 475 公園
- 拠点となる公園、サテライト公園に属さない公園
- 地域コミュニティの単位である小学校区を基準に整備・管理を検討する
- 周辺住民の日常生活に密着し、周辺住民の利便性や快適性の向上を目指す

第3章－3 公園の目指す姿

有機的なネットワーク形成によるストックの活用が必要であることから、市内の公園全体で目指すべき姿を共有します。



第3章－4 基本方針

本市の課題に最大限貢献する公園づくりを実現するため、有機的なネットワークによる公園の目指す姿から、3つの基本方針に基づいて都市公園の整備・管理に取り組みます。

4大拠点	- 本市の顔となる公園として適切に維持又は必要に応じたリニューアル - 公園だけでなく、周辺施設と一体となった賑わいや魅力を創出
拠点となる公園	- 指定管理者など民間事業者との連携を積極的に推進 - 公園が有するポテンシャルの活性化
サテライト公園	「拠点となる公園」の衛星的な役割 - 地域コミュニティの中心地として、地域住民の快適性向上や賑わいの創出
街区公園等	- 周辺住民の利便性や快適性の向上 - 周辺住民の日常生活に密着した様々な場の提供

基本方針 1

まちづくりの担い手として
公園のあり方・使い方を
考える

- ・まちを楽しくする拠点として、周辺施設と連携した管理運営を推進する
- ・コミュニティの課題解決、健康づくり、学びの場など市民活動の場の提供を推進する

基本方針 2

利用者の声をカタチにして
公園を使いこなす

- ・利用者ニーズに応えるため、従来の公園運営の枠に捉われない、公園ポテンシャルの活性化を推進する
- ・新たな技術や公園ごとのカスタマイズによる公園の活用を推進する

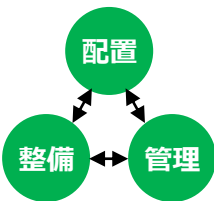
基本方針 3

公園と地域の防災力を高める

- ・平常時における安全対策の強化を推進する
- ・災害発生時における公園利用者の安全の確保を推進する
- ・地域住民の避難場所としての機能強化を推進する

取り組みのポイント

- 公園種別にとらわれない利用者ニーズに応える公園配置
- 公園のレベル（4大拠点・拠点・サテライト・街区他）に合わせた手法による整備
- 公園経営の視点をふまえた公園管理



取り組みと関連する SDG s



第 4 章 横須賀市都市公園の整備の方針

3つの基本方針に基づき、公園レベルに合わせた整備の方針を示します。

4大拠点の公園だけでなく、周辺施設と一体となった公園づくりを推進する
周辺施設と一体となった公園リノベーションを検討する

(1)多様なみどりと地域の魅力を活かした公園づくり

豊かな自然環境が残る公園や花の魅力がある公園などみどりの適切な維持管理に努めます。また、公園ごとに地域の魅力を最大限活かした整備を推進します。
○猿島公園の安全対策等の実施により多くの人が近代化遺産を周遊できる環境の整備を推進します
○長井海の手公園区域拡張における、宿泊機能強化・交流拠点機能拡充に向けて整備を進めます



猿島公園



三笠公園

(2)多様な制度を用いた公園のリニューアル

施設の更新と合わせ、公園内をより有効に活用するため官民連携の導入を検討します。
○集客機能を資する公園での P-PFI 等の積極的な導入を検討します

(3)スポーツを核とした公園づくり

○追浜駅の再開発事業や交通結接点機能強化に合わせ、まちの賑わいを創出するため、追浜公園（横須賀スタジアム）の施設充実を進めます
○横浜 F・マリノスの練習拠点となる久里浜 1 丁目公園グラウンド等の整備を進め、近隣地域の方と連携したまちづくりを推進し、地域の活性化を図ります

第 5 章 横須賀市都市公園の管理の方針

3つの基本方針に基づき、公園レベルに合わせた管理の方針を示します。

4大拠点の公園で様々な技術や手法を取り入れることにより、周辺施設と一体となった公園の魅力向上を検討する

(1)多様な制度の更なる導入

○リニューアル計画は、PFI 事業（事業契約）や指定管理者制度（指定）、P-PFI（許可）など、官民連携の積極的な導入を検討します



長井海の手公園

(2)スポーツによるまちづくりの拠点形成

○プロスポーツチームの活動拠点や運動施設を活用したスポーツ振興及び地域振興の核となる公園マネジメントを推進します
○市民の健康増進の場としての利用を促進します

(3)多分野連携によるエンターテインメントの演出

○集客機能を資する公園において、音楽やアニメとタイアップしたイベント等による活用を推進します



猿島公園（音楽イベント）

公園が有するポテンシャルを活用した、地域を特徴づける個性的な公園整備を推進する

(1)豊かな自然を活かした公園づくり

地域に愛される公園整備を進めるために、歴史遺産や景観を活かすなど、その地域の個性を活かし、伸ばす公園づくりを推進します。
○旧軍跡地の活用方法を検討します

(2)循環型社会に対応した公園づくり

温室効果ガス排出量を削減するため、再生可能エネルギーの導入を推進します。
○指定管理公園の管理事務所や駐車場において、太陽光パネル等の再生可能エネルギー導入を推進します

(3)健康づくりの場としての公園づくり

○三浦半島唯一の 3 種公認陸上競技場（不入斗公園）の適切な改修を進めます
○テニスコート及びサッカーグラウンド、ナイター照明の改修を進めます



不入斗公園陸上競技場

(4)実効性のある長寿命化計画

○公園施設の適切な改修・更新を行うため、公園施設長寿命化計画の改定を進めます

(5)安全で安心な公園づくり

○遊具やトイレ等公園施設の改修の際、段差やスロープ等のバリア解消を進めます
○多言語に対応した案内表示の設置を推進します

(6)災害に備えた施設整備

○リニューアルや改修を行う際、市内外からの来園者が一時的に避難できるオープンスペースや、災害時における救護支援の場としての活用を検討します。

拠点となる公園

公園が有するポテンシャルを活用した、地域を特徴づける個性的な公園管理を推進する

(1)多様な制度の更なる導入

○多様化するニーズを把握し、多様な主体（民間や指定管理者等）と連携して、設置管理許可制度等を活用した機能の充実・増進を図ります

(2)DX の活用

○公園施設や観光に役立つ情報が得られるチャットボット等の導入を検討します
○QR コードによる公園案内の拡充を図ります



平和中央公園（QR コード付看板）

(3)日常管理データを活用した安全確保

○公園台帳や公園施設長寿命化計画等、公園施設に関するデータの一元化を図り、適切な公園施設の維持管理に取り組みます
○日常管理データの活用により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します

(4)定期点検による安全確保

○日常点検に加え、専門家による定期点検により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します

(5)災害発生を想定した機能維持

○主要幹線道路と隣接する公園や港湾拠点と隣接する公園は、平常時から重点的に植物管理を進めます

第 4 章 横須賀市都市公園の整備の方針		第 5 章 横須賀市都市公園の管理の方針	
地域コミュニティの中心地としてにぎわいの創出と、地域住民の快適性の向上を目指した公園づくりを推進する (1)豊かな自然を活かした公園づくり 豊かな自然環境や景観を活かした公園づくりを推進します。 ○走水水源地公園において海が一望できる景観を活用し、地域の魅力を高める手法を検討します ○（仮称）長坂緑地の里山的環境の活用を促進します (2)多様な制度を用いた公園のリニューアル 施設の更新と合わせ、公園内をより有効に活用するため官民連携の導入を検討します。 ○集客機能を資する公園で官民連携の積極的な導入を検討します (3)循環型社会に対応した公園づくり 雨水貯留浸透施設整備の推進や間伐材の再利用を検討します。 ○樹林地管理で伐採した間伐材をウッドチップやバイオマスエネルギーとして再利用を検討します		サテライト公園 地域コミュニティの中心地としてにぎわいの創出と、地域住民の快適性の向上を目指した公園管理を推進する (1)まちの価値を高める公園エリアマネジメント ○都市公園以外の港湾緑地等のみどりのネットワークについて指定管理のグループ編成の見直しを図ります (2)多様な制度の更なる導入 ○多様化するニーズを把握し、多様な主体（民間や指定管理者等）と連携して、設置管理許可制度等を活用した機能の充実・増進を図ります (3)公園協議会の導入 ○協議会（都市公園法第 17 条の 2）の導入可能性及び地縁団体や利用者自主運営組織との連携の在り方などの適正化に向けた検討をします (4)地縁団体等の市民活動との連携 ○利用調整等の運営や清掃等の維持管理について町内会やスポーツ等利用者団体による主体的な取り組みを促進し、連携します (5)多様な主体との連携の推進 ○野比かがみ田緑地及び（仮称）長坂緑地における里山的環境の再生促進及び循環型社会に対応した管理手法のモデル事業を検討します ○公園ガイドツアーなどの人材育成のための養成講座を進めます ○公園ボランティアの募集活動及び専門家による指導などの利用プログラムを検討します (6)日常管理データを活用した安全確保 ○公園台帳や公園施設長寿命化計画等、公園施設に関するデータの一元化を図り、適切な公園施設の維持管理に取り組みます ○日常管理データの活用により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します (7)定期点検による安全確保 ○日常点検に加え、専門家による定期点検により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します	
周辺住民の利便性や快適性の向上に向け、地域ニーズを反映した公園づくりを推進する (1)地域ニーズを反映した公園機能の再整備 地域住民の公園へのニーズを捉え、機能の集約・選択を検討し、地域に合わせた公園整備を推進します。 ○廃止予定の屋外プール跡地について、周辺地域の既設の公園施設を一体と捉えた再整備を検討します ○地元町内会の意見を取り入れ、地域ニーズや特性等を踏まえた公園機能の分担を検討します ○地元町内会の声を取り入れた遊具等の更新やベンチ・時計等施設の機能充実を進めます		街区公園等 周辺住民の利便性や快適性の向上に向け、地域ニーズを反映した公園管理を推進する (1)公園利用の促進に向けたストックの有効活用 ○廃止予定の屋外プール跡地は、地域の実情に応じたほかの公園施設や、公共施設等への有効活用を検討します (2)地縁団体等の市民活動との連携 ○利用調整等の運営や清掃等の維持管理について町内会やスポーツ等利用者団体による主体的な取り組みを促進し、連携します (3)利便性や快適性の向上 ○点在する街区公園等の効率的な維持管理にむけて、包括的民間委託の導入を検討します (4)日常管理データを活用した安全確保 ○公園台帳や公園施設長寿命化計画等、公園施設に関するデータの一元化を図り、適切な公園施設の維持管理に取り組みます ○日常管理データの活用により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じることで安全を確保します (5)定期点検による安全確保 ○日常点検に加え、専門家による定期点検により危険箇所を把握し、速やかに対策を講じ安全を確保します (6)斜面緑地（都市林等）の適切な管理 ○既存防災施設の点検を推進します ○植物管理などの維持管理に取り組みます (7)多様な主体と連携した防災拠点としての機能強化及び防災活動 ○非常用給水装置及び消防水利の設置や維持保全及び周知などについて、消防局や水道事業者と取り組みます ○町内会の防災訓練等の地域防災活動についても、場所の確保及び利用調整などのサポートを図ります	
 馬堀海岸 2 丁目第 2 公園 (遊具更新)  鴨居公園 (プール跡地の再整備)		 栄地谷公園 (トイレ整備とバリア解消)	
(4)地域ニーズを反映した公園機能の再整備 ○公園利用者や地元町内会の意見を取り入れ、地域ニーズや特性等を踏まえた公園機能の分担を図ります (5)実効性のある長寿命化計画 ○公園施設の適切な改修・更新を行うために、公園施設長寿命化計画の改定を進めます (6)安全で安心な公園づくり ○遊具やトイレ等公園施設の改修の際、段差やスロープ等のバリア解消を進めます (7)災害に備えた施設整備 ○リニューアルや改修を行う際、災害時の一時避難場所として、オープンスペースの活用を検討します		(4)災害に備えた施設整備 ○リニューアルや改修を行う際、災害時の一時避難場所として、オープンスペースの活用を検討します	
下線：新たに取り組みたい整備内容 青字：基本方針 1 の内容 橙字：基本方針 2 の内容 緑字：基本方針 3 の内容			